



沖縄県で離婚届を作成されているあなたへ
**離婚届だけでは
養育費を受け取れないって知っていますか？**



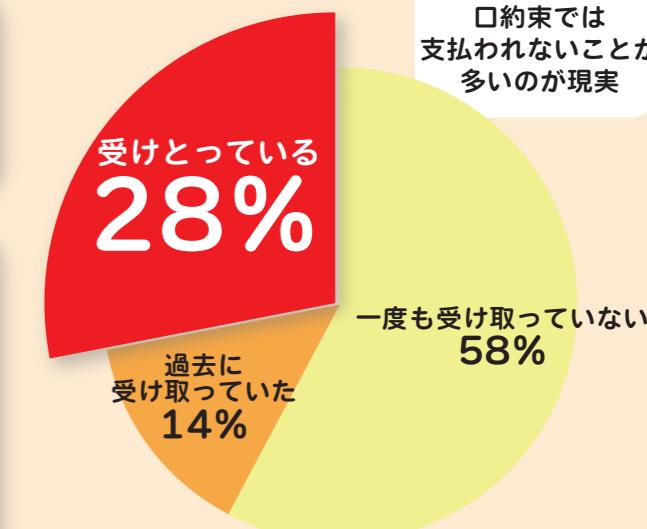
公正証書の作成に関するうるま市の補助金または（株）チャイルドサポートによる支援の詳細は綴込みをご覧ください。

大切なお子さまの将来を守る 養育費確保には 離婚前※1 の書面作成※2 が 必須です

※1 離婚後に養育費が支払われなかった場合、改めて元パートナーと養育費の合意を書面化することは困難です。家庭裁判所に対して養育費請求調停の申立てが必要になりますが、離婚後に元パートナーと裁判所で争うことには大きな精神的な負担がかかります。

※2 養育費に関しては、仮に夫婦間で口約束やLINEやメールで支払いの約束をしても法的な強制力を持ちません。あとから支払いが止まってしまうても、すぐに対応できないのが現実です。そこで必要になるのが、公証役場で作成する「公正証書」という書面です。公正証書には、養育費や親子交流などの取り決めを明記でき、もし約束が守られなかつた場合でも、給与差し押さえなどの強制執行が可能になります。お子さんとの生活を守るために、今このタイミングでしっかり備えておきましょう。

養育費受け取っていますか？？



株式会社チャイルドサポートの連携による
無料電話相談を実施しています。
(法務省認証ADR機関認証第184号)



法務省認証
ADR機関
でんしん

ADR手続きとは、法務大臣が認証した民間事業者による裁判外紛争解決手続であり、弁護士と同じく法令上の守秘義務を負っています。

離婚前の方向け
弁護士・行政書士による
無料電話相談窓口

原則
45分間

平日9:00～22:00
休祝日は適宜予約可能

相談内容 親権、養育費、親子交流、財産分与等の夫婦間取決め方法
(公正証書作成またはADR利用等)に関するご相談

対象者 協議離婚を検討されている方
私たちがご相談を承ります



弁護士



行政書士



行政書士



行政書士

資料請求
ご相談は
こちらから



※匿名相談可

チャイルドサポートの

公正証書作成支援

沖縄県民の特別価格

通常 59,800 円（税込）の手続きが
9,800 円でご利用可能に！

法律家の専門家にオンラインでご相談が可能で、ご夫婦間での離婚協議のサポートから公正証書案の作成、専門家との協議設定までを一括して代行するサービスです。中立的な立場で論点を整理し、円滑な合意形成を支援します。



専門家が伴走支援

専門家である弁護士 / 行政書士が手続きをサポートしてくれため、安心して進めることができます。相手との話し合いがまとまるかご不安な方もまずはご相談ください。



オンラインで完結

すべてオンライン対応が可能です。公正証書作成については、当社スタッフが代理で行いますので、ご自身で公証役場に出向いていただくことなくお手元に公正証書が届きます。※代理手続きをご利用の場合、別途 33,000 円（税込）



最短 2 週間

離婚届と並行で作成することで、離婚を先延ばしせずに、手続きが可能です。お相手と直接顔を合わせることなく、手続きを進めることができます。

お問い合わせ・ご相談はこちら



離婚の問診票

離婚条件診断シミュレーションツール

LINE で質問に答えるだけで、離婚に関する条件を整理できる無料の診断ツールです。
専門知識が不要で、10 分ほどで抜け漏れなく条件整理が可能です。

離婚協議書を自動作成

離婚に関する取り決めをまとめた書面

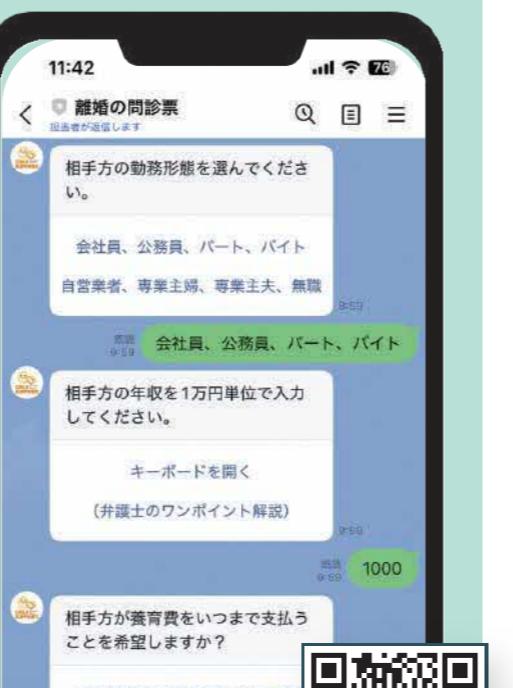
回答内容をもとに、離婚協議書（公正証書の原案）を自動で作成します。面倒な書類作成の手間が省け、相手とのスムーズな話し合いをサポートします。

匿名・無料・簡単

LINE で簡単な質問に答えるだけ。
離婚準備のはじめの一歩として全ての離婚検討中の方にお使いいただけます。

弁護士監修で安心

離婚問題に詳しい弁護士が監修。安心してご利用いただけます。個人情報をお預りする必要もありません。



詳しくはこちら



チャイルドサポートの

養育費保証

養育費の回収は当社にお任せ !!
ストレスフリーで確実な支払い

1 自動引き落とし（口座振替）

毎月の養育費の支払いは、当社が支払者の口座から自動引き落としを行うため、元夫婦間で振込みをする必要がありません。元夫婦間で毎月の入金確認や督促をしなくて済みますので精神的な負担が軽減されます。



初期費用

5 万円（税込）

月額事務手数料（口座振替・振込手数料）として 500 円（税込）をいただきます。

2 未払いの際の支払保証（立替払い）

養育費の支払いの有無にかかわらず、毎月当社が養育費を代わりに入金いたします。支払いが滞った場合でも、当社が肩代わりして支払いが継続するため、安定した収入を確保できます。

3 強制執行の弁護士費用なし

当社の負担で強制執行手続きを行いますので、相手との交渉・督促・差し押さえまで全てお任せください。チャイルドサポートなら毎年再契約は不要です。保証契約期間は養育費支払いが満了するまで続きます。

お問い合わせ・ご相談はこちら



うるま市の補助金

うるま市養育費に関する公正証書等作成費補助金
上限額 50,000 円

- ・公証人手数料で定める公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停の申立てや裁判に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ対象となります）
- ・戸籍謄本等の取得に要する費用（養育費に関する部分のみ対象となります）
- ・家庭裁判所または公証人役場への書類の提出等に手続きに係る郵送費用



連絡先 うるま市役所 こども家庭課 ひとり親支援係
住所 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町 1-1-1
電話 098-973-4983

うるま市
離婚前後家庭支援事業
詳細はこちら



チャイルドサポート沖縄支店 〒900-0013 沖縄県那覇市牧志 2 丁目 17-27-401

取次窓口 ゆっこさん行政書士事務所（沖縄県行政書士会 20471935 号）

050-8880-6516
yukkosan.office@gmail.com

代表行政書士・法務博士
石垣 由紀子

